

平成 28 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会議事録

- 1 開催日時 平成 28 年 10 月 13 日（木）13：00～15：00
- 2 開催場所 二戸地区合同庁舎 大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第 別紙のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から、平成 28 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会を開催いたします。「部会運営規定第 3 条の 3」では、会議は部会委員の過半数をもって成立することとなっております。当部会の委員総数は 5 名であり、本日、郷右近委員が所用により欠席しておりますが過半数の 4 人の委員が出席しておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして岩手県農林水産部林務担当技監から御挨拶を申し上げます。</p>
阿部林務担当技監	<p>本日は、お忙しい中、午前中の現地調査からご参加していただきまして、委員の皆様には大変ありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様には、日頃より、林地保全業務をはじめ、本県森林・林業行政の推進につきまして、御指導、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、ご存知のとおり、去る 8 月 30 日に本県へ来襲した台風 10 号の被害は、東日本大震災に次ぐ被害で、県全体で被害額は 1000 億円を超え、林業関係被害では 111 億円となったところであります。東日本大震災の時、林業関係被害は 300 億円でございますので、3 分の 1 にあたる大変、大きな災害になっているところであります。</p> <p>今回の台風被害の特徴は、本県に上陸したという点、北上高地を北上して太平洋側から湿った空気を呼びこみ、とりわけ県北沿岸地域の宮古市、岩泉町、久慈市に集中豪雨となって大きな被害をもたらしたものです。このたびの災害で亡くなられた方々にはご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にはお見舞い申し上げます。</p> <p>そうした中、県としては、全力で災害復旧に取り組み、1 日も早く復旧を実現するよう、あらゆる施策を講じる所存であります。</p> <p>さて、本日、森林審議会林地保全部会にお諮りする案件は、お手元の資料の次第にありますとおり、3 件でございます。</p> <p>本日は、委員の皆様から、午前中の現地調査の結果を踏まえながら、委員の皆様方には、森林の開発による災害防止の観点や秩序ある開発の実現に向けた、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>次に、改めまして本日の出席者を御紹介させていただきます。</p> <p>部会長の下舘祥二様です。川村冬子様です。佐藤礼子様です。猪内次郎様です。</p> <p>続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。</p> <p>林務担当技監の阿部です。森林保全課総括課長の漆原です。同じく、森林保全課の主任主査の佐々木です。主任の白藤です。</p> <p>最後になりますが、私は、本日の司会を務める小澤です。</p> <p>次に議事に入りますが、「部会運営規程第 3 条の 2」の規定により、議長を林地保全部会長にお願いいたします。</p>

下館林地保全部会長	<p>それでは暫時、議長を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、次第3の報告事項の「10ha未満の林地開発許可について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料NO.1に基づいてご説明させていただきます。</p> <p>(資料NO.1により報告)</p>
下館林地保全部会長	<p>ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、次第4の審議に入りたいと思います。</p> <p>審議に入ります前に、本日の審議事項について、特に非公開にしなければならないという情報公開条例第7条(3)に記載している法人等の権利、係争上の地位その他正当な利益を害するおそれの情報があるとは思われませんので、原則公開としますが、審議の過程において公開されていない事務、事業に関する情報の説明等が必要となった場合は、その時だけ非公開とさせていただきたいことをお断りしておきます。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>平成28年9月15日付けで岩手県知事から意見を求められました審議事項3件について次第に基づき、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料No.2をご覧ください。</p> <p>九戸郡野田村大字野田地内の土石の採掘(砂利採取)に係る林地開発許可について、説明いたします。</p> <p>(資料NO.2により説明)</p>
下館林地保全部会長	事務局からの説明が終わりました。御質問、御意見を伺いたいと思います。
下館林地保全部会長	確認させていただきたいのですが、既に平成19年11月から平成31年までの許可が出ており、今回、約2.5haの拡大の申請をしているということですか。
事務局	平成29年までの許可期間を平成31年まで延長し、区域を拡大するものです。
川村委員	洪水調整池とか沈砂池が設けられるのですが、メンテナンスはどのようになっているのか概略をお話いただければと思います。
事務局	沈砂池は定期的に溜まった土砂を浚渫して維持管理するものです。洪水調整池は、容量不足にならないよう常に注視して維持管理するものです。
下館林地保全部会長	<p>お諮りいたします。</p> <p>原案のとおりの内容で許可することについて、ご異議ございませんか。</p>
委員全員	異議なし。
下館林地保全部会長	ご異議なしということで、原案のとおりの内容で許可するようお願いいたします。
下館林地保全部会長	次に審議事項、2件目について事務局から説明を願います。
事務局	<p>資料No.3をご覧ください。</p> <p>宮古市津軽石並びに下閉伊郡山田町石峠地内の工場・事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開発許可について説明致します。</p> <p>(資料No.3により説明)</p> <p>今回、10月7日に今回の審議事項3件について、富士大学の岡田学長より有識者としての意見を伺っております。</p> <p>さきに審議していただいた九戸郡野田村大字野田地内の土石の採掘については、岡田学長からの意見は特にありませんでした。</p>

	<p>工事・事業場の設置（太陽光発電施設）については共通事項として、2点、意見をいただいております。</p> <p>1点目は自主的に環境アセスメントを行っているが、動植物の保護対策については確実に実施してもらうために許可条件に入れてはどうかとの意見をいただいております。</p> <p>宮古市津軽石並びに下閉伊郡山田町石峠地内の林地開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がBと高いのですが、事業者は自主的に環境アセスメントを行い、既に対策は実施済となっております。</p> <p>2点目は、防災施設は30年確率の雨量強度で設計しているが、最近の台風10号被害のような想定外の事態への対応も考えるべきという意見をいただいております。</p> <p>この点につきましては、事業者からは異常気象発生時に対応する体制を整えるとの申し出がありました。以上、説明を終わります。</p>
下館林地保全部会長	ただいまの事務局からの説明に対し、質問ご意見を伺いたいと思います。
猪内委員	9ページに、「岩手県自然環境保全指針に配慮し、造成森林にはクロマツを植栽する計画」と記載されているが、指針とクロマツの関係を教えていただきたい。というのも、林況はアカマツと雑木とっているのにあえてクロマツという選択肢はどういうことなのか。
事務局	<p>「岩手県自然環境保全指針に配慮した計画指針になっていること」と、「造成森林としてクロマツを植栽すること」について、それぞれ記載しているものがあります。</p> <p>事業者は、確実に苗木が入手可能な樹種としてクロマツを選択したと聞いております。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり前生樹を植栽するよう事業者に指導することとします。</p>
佐藤委員	想定外の災害があった時はどのような対応をするのか、心配していたが、先ほどの岡田学長からの話を聞いて納得しました。
事務局	想定外の大雨等に関して、事業者からは体制作りを検討しているとのことであり、天気予報等で大雨が予想された場合、事前に現場をパトロールし、実際に大雨が降った場合は、現場を見回って被害の有無を確認する。被害を受けた箇所については、早急に対応する体制づくりを構築していきたいとのことでした。
川村委員	<p>もう一つ質問です。</p> <p>先ほどの自然環境保全指針に関わる話の中で、猛禽類もいるようでそれについて対策をされたという説明がありましたが、具体的にどのような対策をされたのでしょうか。</p>
事務局	巣の引越しをしたようです。
川村委員	対策後の影響はなかったのでしょうか？
事務局	猛禽類の有識者の指導を受け、経過を観察していると聞いております。
川村委員	<p>貴重な研究対象になりそうなので、県としても支援をよろしくお願ひします。</p> <p>もう一つお聞きしたいことがあります。</p> <p>他のメガソーラーの施設でも必ず出てくることなのですが、20年間の事業である売電が終わった後、その土地はどのようなことになるのかお聞かせ願ひたい。</p>
事務局	事業終了後の施設は撤去いたします。事業者が賃貸している土地は土地所有者に、更地にしてお返しすることになっております。
下館林地保全部会長	それについては、契約書に記載されているのですか？
事務局	はい。契約書に記載されています。

佐藤委員	現在の日本の状況で、このようなパネルを設置し、森林を開発し、電力を確保しなければならないのでしょうか。
事務局	地球温暖化対策の一環として自然エネルギー、再生可能エネルギーを推奨しており、必要なものと考えております。
下館林地保全部会長	そのほかご質問、ご意見は、ございませんか。それでは、お諮りいたします。原案のとおりの内容で許可することについて、ご異議ございませんか。
委員全員	異議なし
下館林地保全部会長	ご異議なしとのことから、原案のとおりの内容で許可するようお願いいたします。
	(休憩 15 分)
下館林地保全部会長	それでは、再開いたします。 審議事項 3 件目について事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>それでは、資料No.4をご覧ください。</p> <p>九戸郡軽米町大字山内地内の工事・事業場の設置（太陽光発電施設）に係る設備整備計画の同意についてご説明いたします。</p> <p>今回審議していただく林地開発は、「農山漁村再生エネルギー法」に係る審議で、合同会社軽米東ソーラーが軽米町に対して設備整備計画の認定を受けようとするものです。軽米町にあっては、設備整備計画の認定をするにあたって岩手県に協議するものです。</p> <p>(資料No.4 により説明)</p> <p>さらに、岡田学長からいただいた意見や質問をこれより説明します。岡田学長から、動植物の保護対策について確実に実施するようとの意見でしたが、開発予定地については自主的にアセスメントを実施し、既に動植物の保護対策は実施済となっております。</p> <p>異常気象の対応は的確にとの意見ですが、これは許可条件にしたいと思っています。</p> <p>さらに、これほど大面積で観測所も離れているのであれば、独自に雨量計を設置したほうが良いとの意見がありました。</p> <p>環境の保全に係る審査基準について、「1箇所当たりの開発面積を 20ha 以下とし、複数造成する場合は幅 30m 以上の残置森林を配置する」とあり、今回もそのとおり配置しているものだが、このような大面積の開発で、20ha 以下の開発地がこれだけ連続しているというものは想定しなかったとの意見がありました。</p> <p>今回の開発計画について、「地域懇談会で反対意見が無かった」とあるが、町民全体に対しての説明したのかという質問がありましたが、確認したところ、軽米町全域で懇談会が開催されておりました。</p> <p>最後に、地域森林計画との整合性はどのようになっているのかの質問がありましたが、森林計画を担当している森林整備課で調和が図られているとの確認をした旨を説明したところです。</p>
下館林地保全部会長	はい。説明が終わりました。質問、意見をお願いします。
猪内委員	今回の地域森林計画と調和しているという説明があったのですが、どの点が調和しているのか。見たところ、比較的若い森林が計画にありましたので、その辺の関係を説明していただければと思います。
事務局	<p>地域森林計画の関係ではありますが、森林計画を担当しております、森林整備課の方で森林整備計画と調和を図られているか、確認したところです。</p> <p>具体的な内容の資料を持ち合わせておりませんので、後日皆さんにお知らせしたいと思います。</p>

猪内委員	<p>はい。分かりました。</p> <p>それでは、もう一つ。これは、意見です。</p> <p>こういう、開発を含めて人間の生活に必要な施設を作るということは、森林の新たな活用としても一つの道ではないかと思うのですが、そこに植えられている木、伐期に達していない木なども切ってしまう訳なので、そちらの木の有効利用も、県として業者さんへどこまで話ができるかということもあると思います。</p> <p>再生エネルギーということで、ソーラー発電が注目されるのではなく、そこから生産される支障木として排出される材木に関しても有効的に使っていればトータルとして、温暖化防止につながるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ただいま、ご提言のあったとおり、気持ちは同じでございます。木に携わるものとして、本来伐期を迎えてから木を切っていただきたい訳ですが、開発行為によって伐期に達しないまま支障木として伐採されるかたちになっておりますので、それもしっかりと有効活用していただくよう、開発者へ申し入れしていきたいと思っております。</p>
下館林地保全部会長	<p>林地残材の処理ということも、一般林家も苦勞している訳ですが、今回それらについても対応していただければ、ありがたい。</p>
川村委員	<p>昨年、高速道路の反対側の軽米西ソーラーさんの方の現地視察をさせていただいたのですが、事業の進捗はどうなっているかということ。</p> <p>代表会社レノバさんの取り組む姿勢、県、町、住民の方との接触の状況といったことをお聞かせいただければと思います。</p>
事務局	<p>軽米西ソーラーは現在、開発地を順次、伐採している状況です。また、林地開発にあたっては、防災施設を先行設置するよう指導しておりますが、現在、防災施設に施工に取り掛かったと聞いております。</p> <p>レノバさんと、たびたび打ち合わせをしております。このような大きな開発で影響を及ぼさないようにという心構えは感じます。地域住民への説明も軽米町、全域にわたって行っているということなので、適切に対応しているものと考えております。</p>
川村委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
下館林地保全部会長	<p>佐藤委員、最後をお願いします。</p>
佐藤委員	<p>広い面積なのですが、地権者の人は何人くらいいるのでしょうか？</p> <p>ここまで、取り付けるまでに難航したこともあると思うので、聞いていることがあればお聞かせ下さい。</p>
事務局	<p>元々、山内生産森林組合の土地でありまして、その組合員が約 300 名ということで、ほぼ開発地周辺の地域住民が組合員であります。</p> <p>同意を受ける時に、300 人に対してではなく、組合に対しての交渉だったと思われまます。</p>
佐藤委員	<p>地権者も林地として活用してきた方々だったと思います。その林地としてではなく、これからは新たな活用として土地を利用することに対して、多くの方が了承したということ。地域の方の決断であったのですね。</p>
下館林地保全部会長	<p>私からも、一つ。</p> <p>平成 11 年の時に大水害で軽米町が水浸しになった地区です。岡田先生の話で、ゲリラ豪雨について対策を立てるよとの話がありました。沈砂池や排水施設の安全率は 1.2 倍で備えているということですが、もう少し厳しく見ていただいた方がいいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>

事務局	<p>岡田先生からも、これだけの大きな面積なので、義務化はできないかもしれないが相談のうえ雨量計を設置したらどうかとの意見をいただいております。</p> <p>この案件につきましては、開発者からの許可ではなく、あくまでも軽米町の基本計画に沿ったものでありますことから、軽米町へ申し入れをして、大災害が起きないように、最小限に食い止める対策をたてるよう申し入れをしていきたいと思っております。</p>
下館林地保全部会長	<p>それでは、原案のとおりご異議ありませんか？</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
下館林地保全部会長	<p>ご異議なしということから、原案のとおりの内容で許可するようお願い致します。</p> <p>ここで、事務局へお返しします。</p>
事務局	<p>本日は、熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、平成 28 年の第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>

平成 28 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員	下 舘 祥二 川 村 冬子 佐 藤 礼子 猪 内 次郎	
事 務 局 岩手県農林水産部 森 林 保 全 課	林務担当技監 総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主 査 (青森県派遣) 主 査 主 査 (静岡県派遣) 主 任	阿 部 義樹 漆 原 隆一 小 澤 幸彦 佐 々 木 敏明 関 口 亨 田 中 真一 森 嶋 孝枝 白 藤 清伸	
県北広域振興局林務部 宮古農林振興センター 林務室 二戸農林振興センター 林務室	森林保全課長 主任行政専門員 森林保全課長 主任主査 林務室長 森林保全課長 主査 主任行政専門員	千 葉 幸司 野 場 英義 林 春彦 吉 田 信雄 阿 部 正弘 佐 藤 昭仁 清 水 俊博 佐 々 木 秀治	

平成 28 年度第 2 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 28 年 10 月 13 日 (木)
13 : 00 ~ 15 : 00
場 所 : 二戸地区合同庁舎 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 28 年 6 月 13 日 ~ 平成 28 年 10 月 12 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

(1) 九戸郡野田村大字野田地内の土石の採掘 (砂利採取) に係る林地開発許可について

【資料 NO 2】

(2) 宮古市津軽石並びに下閉伊郡山田町石峠地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る林地開発許可について

【資料 NO 3】

(3) 九戸郡軽米町大字山内地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る設備整備計画の同意について

【資料 NO 4】

5 閉 会